

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

大館市では、平成19年3月に障害者基本法に基づく障害者施策の基本理念や方向性を定めるため、「第1期大館市障害福祉計画」を策定しました。その後、平成20年度に第2期大館市障害福祉計画を、平成23年度には第3期大館市障害福祉計画を、そして、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、第4期大館市障害福祉計画を策定し、施策の推進を図ってきました。

第5期大館市障害福祉計画及び第1期大館市障害児福祉計画（以下、「本計画」という。）は、障害者総合支援法と児童福祉法にそれぞれ基づき国の定める基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号（以下、「基本指針」という。））に即し、障害のある人が地域の中で人格と個性を尊重され、障害の有無にかかわらずお互い支え合い、安心して充実した生活を送ることができるよう、これまでの障害福祉施策の取り組みや実績を評価・検証し、平成30年度から平成32年度までの数値目標を設定し、地域において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等各種サービスが計画的に提供されるよう、策定するものです。

2 国の基本的理念

- ・ 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・ 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ・ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ 障害児の健やかな育成のための発達支援



3 計画の位置づけ

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」と児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体化して策定するものです。

(2) 他の計画との関係

本計画は、国及び秋田県の計画との整合性を図りながら、第2次新大館市総合計画に基づき、「第3次大館市障害者計画（障害者基本法に基づく市町村障害者計画）」及び「大館市子ども・子育て支援事業計画」との整合性も考慮し、策定するものです。

4 計画の期間

市町村障害福祉計画は3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。このため、本計画の計画期間は、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間としています。策定後は、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、必要に応じて計画の見直しを行うものとしします。

■ 計画期間

